

新春号

No.195

行政ぐんま

2025 GYOSEI-GUNMA

年頭のあいさつ



日本行政書士会連合会
公式キャラクターユキマサくん



群馬県行政書士会

URL : <https://www.gunma-gyosei.jp/>
E-mail : office@gunma-gyosei.jp



行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
 - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
 - 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
 - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
 - 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



監修 文学博士 金田一春彦先生
N H K 阿部 喜充先生

桐生八木節まつり

まつりの起源は昭和39年(1964年)。祇園祭を中心に、そのほか商工祭・七夕祭・花火大会など地域の祭礼などをまとめて、第1回「桐生まつり」として開催されました。その後、昭和63年(1988年)に全日本八木節競演大会が開催され八木節のイメージが強まったことから、桐生八木節まつりと改称し現在にいたっています。今年開催された第61回「桐生八木節まつり」は最終日の8月4日(日)に全国1位の気温39.2度を記録する中481,000人の方に来桐していただきました。

(桐生市ホームページより引用)



GYOSEI-GUNMA CONTENTS 新春号

01 年頭のあいさつ

年頭のご挨拶	群馬県行政書士会 会長	古田島俊憲	3
新年知事あいさつ	群馬県知事	山本 一太	4
令和7年 会長年頭所感	日本行政書士会連合会 会長	常住 豊	5
新年のごあいさつ	群馬県議会議長	須藤 和臣	6

02 本会のうごき

・知トク情報	会長	古田島俊憲	7
・行政書士の電話無料相談報告			8
・群馬司法書士会との意見交換会	会長	古田島俊憲	9
・選挙管理委員会運営規程様式の一部改正について			10
・補助者規則の改正			11
・会務報告(9月、10月、11月、12月)			13

03 研修会等報告

・令和6年度新入会員研修会(前期)参加報告書	高崎支部	黒澤 侑加	17
	太田支部	廣瀬 真之	

04 支部だより

・前橋支部 前橋支部行政書士特設無料相談会報告	前橋支部	中曽根右樹	18
・伊勢崎支部 伊勢崎市立三郷小学校で法教育を実施	伊勢崎支部	岩井 和幸	18
・桐生支部 無料相談会の報告	桐生支部	石原映璃香	19
・太田支部 太田支部窓口連絡協議会について	太田支部副支部長	井手口睦美	19
・藤岡支部 藤岡支部および伊勢崎支部と埼玉県行政書士会県北支部との意見交換会報告書	藤岡支部長	根岸 幹郎	20
・館林支部 令和6年度 東毛四支部合同研修会 無事開催できました	館林支部長	太田 雅仁	20

05 令和6年度 行政書士試験 実施報告

群馬県会場 試験場責任者	古田島俊憲	21
--------------	-------	----

06 業務指導通信

・建設業関係の各種申請に関する意見交換会 報告書	住谷 真希	22
・相続業務分科会・建設業務分科会員の募集について		
相続業務分科会 分科会長	上原 陽子	23
建設業務分科会 分科会長	穂苅 優人	

GYOSEI-GUNMA CONTENTS 新春号

2025. No195

日行連ニュース

- ・令和6年度 全国会長会 会長 古田島俊憲 ... 24
- ・令和6年度 第2回関地協会会長会 会長 古田島俊憲 ... 25
- ・令和6年度 第3回関地協会会長会 会長 古田島俊憲 ... 26
- ・令和6年度 日行連関東地方協議会総務担当者連絡会出席報告
..... 群馬県行政書士会 総務部長 清水 裕幸 ... 27
- ・日行連関東地方協議会業務連絡会建設業務連絡会報告書
..... 司会・書記(群馬会) 菅野 義郷 ... 28
- ・令和6年度 日本行政書士会連合会と関東地方協議会連絡会 運輸業務意見交換会出席報告書
..... 群馬県行政書士会 許認可業務・法務業務部部长 大原 岳 ... 29
- ・日行連関東地方協議会業務連絡会 国際業務連絡会報告書
..... 司会・書記(群馬会) 亀田 恒義 ... 30
- ・令和6年度 関東地方協議会市民法務関係業務連絡会 参加報告
..... 経理部部长 後藤 康德 ... 31

07

日政連ニュース

- ・令和6年度 顧問県議団・日政連群馬県支部との意見交換会開催報告書
..... 日政連群馬県支部 幹事長 亀田 恒義 ... 32

08

読んで得する業務資料

- ・業務資料について～標題一覧～ 33

09

お願い・連絡事項

- コスモスぐんま
・コスモスぐんま活動のご報告
公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター 第14回定時社員総会報告
..... コスモスぐんま支部長 上原 陽子 ... 34
- ・行政書士制度広報月間の活動報告 コスモスぐんま広報部 佐藤美保子 ... 34
- ・コスモスぐんま活動のご案内 コスモスぐんま広報部 佐藤美保子 ... 34
- ・VOICE ～コスモス会員活動録～ vol.5 コスモスぐんま 間々田 剛 ... 35
- ・コスモスぐんま入会者の声
コスモスぐんま入会に際しての思い コスモスぐんま 大内 克夫 ... 35
- ・戸籍謄本住民票の写し等職務上請求書の払出日について 36
- ・「趣味のコーナー」開設及び投稿のお願い 37

10

登録事項変更

11

編集後記



年頭のご挨拶

群馬県行政書士会

会長 古田島 俊 憲

01

群馬県行政書士会会員の皆様、明けましておめでとうございます。令和7年の新春を迎えるに当たり、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃より本会の運営にご理解・ご協力をいただき心より御礼申し上げます。

かねてより法改正の声を耳にしますが、それにより新たな業務が生まれることは多々あります。これらの機会を逸さないために本年も最新の情報収集に努めます。刻々と変化を見せる社会の動向にも遅れることなく対応をしております。それまで広く知れ渡っていなかった業務が、時として脚光を浴びることがあります。これらの動向もいち早く察知し、会員の皆様に有益な情報をお届けいたします。これらを研修会に反映させ、皆様の実務能力の向上、業務の拡大のお手伝いをさせていただきます。

さらに本年も、昨年同様、日本行政書士政治連盟群馬県支部の活動と連携し、各種行政手続きのオンライン申請において、行政書士専用の代理申請機能を盛り込み非行政書士の排除に努めます。また、非行政書士対策プレートの官公署窓口設置にも取り組んでまいります。非行政書士を排除することにより、行政書士業務の職域確保につながることはもちろんのこと、県民の皆様が非行政書士による被害を未然に防ぐことにも役立つはずで

蛇（巳）は、復活と再生の象徴とされ、巳年は、新しいことが始まる年と言われています。本会では、従来の事業を踏襲し、会員の皆様にとって有益な新しい事業にも取り組んでまいります。皆様におかれましても、新しいことに取り組まれる1年になれば幸いです。

会員の皆様に本会の活動に積極的に参加いただくことが、執行部一同の励みであり、また本会を盛り上げていくことにつながると考えております。県内で1,100名を超える行政書士は、各地域に密着し、県民に寄り添う「身近な街の法律家」です。地域社会からの期待に応え、行政書士としての誇りを持っていただけるような会務運営に努めてまいります。

結びになりますが、この新しい年が会員の皆様にとって、益々の飛躍の年となりますよう心より祈念申し上げますとともに、本会の運営につきまして一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



新年知事あいさつ

群馬県知事 山本 一 太

明けましておめでとうございます。群馬県行政書士会の皆様には、新春を健やかに迎えのことで、心からお慶び申し上げます。

皆様には、日頃から県民と行政をつなぐ架け橋として御尽力いただいておりますことに、深く敬意を表しますとともに、県政推進への御理解と御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

さて、去年は、選抜高校野球大会で高崎健康福祉大学高崎高校が群馬県勢初の優勝を成し遂げました。またパリオリンピック・パラリンピックでは、群馬県ゆかりの選手たちがメダル獲得や入賞を果たすなど、大きく活躍しました。若者たちの活躍が私たち県民に勇気と大きな感動を与えてくれた1年でした。

県政においても、移住者希望地ランキング全国2位への躍進、信越化学など企業の大規模投資案件が数々決定するなど、群馬県が大きく飛躍する1年となりました。また県内12地域で開催した「未来構想フォーラム ネクスト ステージ Next Stage」では、多くの方々に御参加いただき、群馬県の未来や地域の課題について、県民の皆様と直接意見を交わすことができました。

今年、これらを更に進めるとともに、将来の新たな富の創出に向け、「製造業」と並ぶもう1つの産業として、群馬県独自のコンセプトである「デジタル・クリエイティブ産業」の創出を目指します。この産業の振興は、県内の幅広い産業の発展にもつながる、大きな可能性をもっていると考えています。

また子どもたちの非認知能力の育成やインクルーシブ教育の普及、多文化共生・共創の推進、医療提供体制の拡充や福祉施策のさらなる充実、災害レジリエンスの強化や安全安心を支える社会基盤整備など、県民の皆様にも身近な施策を着実に進めてまいります。

知事就任以来、限られた資源で最大限の効果をあげる「ワイズスペンディング」を実践してきました。引き続き県民の皆様との対話を大切にして、広く御意見を伺いながら、民間リソースの活用や、自ら「稼ぐ」施策、デジタル化による行政改革などを積極的に進めます。それによって財源や人的資源を生み出し、新たな富の創出に向けた未来への投資や、持続可能な成長の促進、ひいては県民幸福度の向上につながる取り組みに集中させていきます。

皆様には、引き続き県政への御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、新しい年が皆様にとって実り多き素晴らしい1年になりますよう、心からお祈り申し上げます。



令和7年 日本行政書士会連合会 会長年頭所感

日本行政書士会連合会

会長 常住 豊

01

令和7年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

群馬県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、日頃から本会の事業推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、皆様方が住民や自治体からの期待に応えて、行政書士制度の発展のために日夜御尽力をいただいておりますことに対しまして重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、元日の能登半島地震に始まり、9月には東北地方や石川県能登地方に大きな被害をもたらした記録的な豪雨など多くの災害が発生し、心が痛むことがたくさんございました。また、初めて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されるなど災害に対する備えの重要性にも改めて痛感させられました。

本会では、これまで大規模災害の発生時には、行政書士ならではの被災者支援活動を行ってまいりました。その継続した取組が国や自治体等にも広く認められ、その結果の一つとして、昨年9月には、内閣府からの提案を受けて、「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との連携協定」の締結に至りました。本会では、この連携協定の締結を受けて現在募集中の「災害復興支援ボランティア」を「災害復興支援員」（仮称）に改組することを検討しており、大規模災害の発生時には、これまで以上に住民や自治体の皆様のお役に立てるようになるものと確信しています。

そして、日行連の喫緊の課題は、「デジタル社会に機能する行政書士制度の確立」です。現在は、令和5年9月にデジタル庁との間で締結した連携協定に基づき、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現のために、行政書士がデジタル社会において国民と行政の架け橋としての役割を果たすための各種施策を進めているところです。また、行政書士が国民の期待に応え、国民の権利利益の実現に資することができるよう、行政書士法の改正も目指しています。そのためには、行政書士一人ひとりがあらゆるデジタル分野についての知見を身に付け、社会のデジタル化をリードしていく存在になる必要があると考えます。

本会のデジタル化への取組として、単位会も利用可能となる新たな「行政書士会員管理システム」が、昨年10月から稼働いたしました。このシステムは、日行連・単位会事務局の登録関係事務削減や、会員による新規又は変更登録等のオンライン申請等を目指したものです。今後、段階的に会員からの申請・届出を開始するとともに、オンラインによる各種行政手続等において行政書士の資格証明が行えるよう、デジタル庁が開発する「国家資格等情報連携・活用システム」との連携に向け、環境整備も進めてまいります。

私は、日頃から行政書士は、国民の皆様が不安や困りごとに直面したときに身近な相談役として想起いただける存在になるべきだと考えています。そして、そのためには「“そうだ、行政書士に相談しよう!”という気運を高めよう!!”という活動理念の下、私たち行政書士がいち早くあらゆるデジタル化に対応して、地域社会の発展を支えていく意識を持ち、国民の皆様が必要と思ってもらえる存在であり続けることが肝要です。

今後とも皆様方と連携・協力して行政書士制度の更なる発展を目指してまいりまいる所存ですので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この新しい年が平和で、災害の少ない、安寧な年となりますとともに、皆様方にとって実り豊かな飛躍の年となりますことを祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



新年のごあいさつ

群馬県議会議長 須藤 和臣

明けましておめでとうございます。令和7年の新春を迎えるに当たり、群馬県行政書士会の皆様に、県議会を代表して、謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。

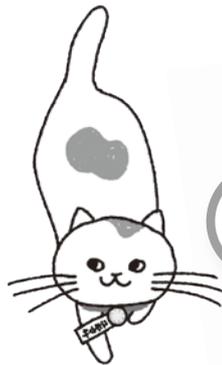
皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

行政書士の皆様は、日頃から官公署に提出する書類の相談を受け、代理されておりますが、その数は1万種類を超えるとも言われております。多岐にわたる手続きについて、高い専門性を持つ行政書士の皆様に代理していただくことにより、事務の迅速化等が図られるとともに、県民の皆様の利便に大きくご貢献いただいていることに心より感謝を申し上げます。

また、昨年元旦に能登半島地震が発生しました。ひとたび大規模災害が発生すれば、行政機関は住民に対して様々な支援を講じることになりますが、そのような際にも、各種の手続きにおいて、行政書士の皆様のお力添えも必ず必要となります。今後も様々な場面において、身近な街の法律家として更なるご活躍をご期待申し上げます。

新たな年を迎え、本年が群馬県行政書士会と会員の皆様にとりまして健やかで幸多き年となりますよう、心から祈念申し上げ、新年のごあいさつといたします。

本会のうごき



知っ得情報!!

02

会長 古田島 俊憲

今回は、新規業務、また既存業務ではあるが、まだ周知されていない業務について触れさせていただきます。メール会員の皆様には、令和6年6月17日のメールにてご案内しましたが、再掲いたします。下記業務を実際に扱った方がいらっしゃいましたら、具体的内容（業務名、申請の詳細、苦勞した点等）を寄せていただければ幸いです。会員の皆様に情報提供させていただき、今後の業務に役立てていただく所存です。

No.1と3については、既に本会で研修会を開催し、多くの方に参加をしていただきました。その他についても有益な情報が集まりましたら研修会の開催を検討してまいります。

新規業務・まだ周知されていない業務

	業務名	取扱業務・制度内容等
1	相続土地国庫帰属制度	土地の所有権を取得した相続人が、土地を手放して国庫に帰属させることを可能にした制度
2	マンション管理計画認定 手続支援システム	代理申請は行政書士に限定されている
3	労働者協同組合設立	（組合設立事業例）集落維持の取り組み・若者就労 機会創出・障害者高齢者の活躍支援など
4	農林水産業知的財産権	種苗法・地理的表示法に関する申請
5	医療機関運営支援	医療法人設立・決算届・経営状況報告
6	薬機法関連	化粧品・医薬品製造販売業許可

上記業務とは多少立ち位置が異なりますが、「特定行政書士」として実際に行政庁への不服申立て手続きの代理業務を扱った方がいらっしゃいましたら情報の提供をお願いいたします。群馬会では現在116名の方が特定行政書士となっています。それらの方々が今後積極的に活動するうえでも、研修会等を開催し、情報の共有を図ってまいります。

行政書士の電話無料相談報告

令和6年度 行政書士制度広報月間事業



【相談員名簿】

(敬称略)

日程	氏名	支部名
10月2日(水)	河野 晶一	前橋支部
	中澤 望	高崎支部
	田島 渡	伊勢崎支部
	服部 成二	広報部長



【項目別件数】

	相談項目	10月2日
権利義務事実証明	遺言・相続（登記・税対策）	3
	各種契約（贈与・売買・交換・請負・委任・消費・賃貸借等）	0
	定款・内容証明・会計記帳等	0
	不動産関係（登記・境界等）	0
	戸籍関係（結婚・離婚・養子縁組）	0
	知的財産	0
	空き家問題	0
	その他	0
	計	3
許認可関係	許認可申請手続（建設・風俗営業）	0
	法人設立	0
	土地開発	0
	農地転用	0
	自動車登録（車庫証明含む）	0
	入管関係	1
	その他	0
	計	1
	合計	4

群馬司法書士会との意見交換会

会長 古田島 俊憲

令和6年12月16日、群馬司法書士会館において群馬司法書士会との意見交換会が開催されましたので、下記のとおりご報告いたします。

1. 日時 令和6年12月16日（月）午後2時から
2. 場所 群馬司法書士会館
3. 参加者 群馬司法書士会 会長、副会長、部長 計4名
群馬県行政書士会 会長、副会長、部長 計4名

4. 概要

以下の内容について、意見交換、情報交換を行いました。

- (1) 非行政書士・非司法書士排除についての対策
- (2) 新入会員への対応
- (3) 義務研修未受講者への対応
- (4) 空き家、所有者不明土地への対応
- (5) その他

5. 総括

以下、司法書士会からの意見・情報です。

- (1) 非司法書士排除について、法務局からの依頼により非司法書士調査を行なっている。
また、ホームページからの情報提供においても対応している。
- (2) 会員登録することを前提に、入会予定者が司法書士事務所で配属研修を行なっている。
- (3) 義務研修を受講していない場合でも、罰則規定はなし。
- (4) 相続登記が義務化になったことについて、セミナー等を開催し周知している。
- (5) 成年後見業務についての意見交換を行った。

今回、初の試みとして、群馬司法書士会との意見交換会を実施しました。「①群馬司法書士会の会務運営を参考にさせていただくこと ②互いの業務について理解すること ③日頃よりコミュニケーションを取り、業際問題を未然に防止すること」の3点を根拠に実施しました。普段、知り得ない司法書士業務を詳細に教えていただいたことや会務運営において参考にさせていただくことなど、一定以上の成果を収めることができました。今後も継続して実施し、群馬司法書士会とは今まで以上に、より良い関係を築いていく所存です。

選挙管理委員会運営規程様式の一部改正について

郵政民営化に伴い、郵便局が株式会社化され、日本郵便となった際、前橋中央郵便局は日本郵便前橋支店に改称されました。

今般再度組織改編があり、前橋中央郵便局に改称されました。

当該改正案は、令和6年12月13日（金）に開催された理事会において、本会会則第37条第1項第二号により承認されました。

新様式

会長選挙に関する告示

群馬県行政書士会役員選出規則第15条に基づく会長選挙について、選挙管理委員会運営規程第3条により、以下のとおり告示します。

区 分	内 容
選挙の期日	年 月 日（ ）
投票の期間	投票用紙到達の日から 定時総会の前日（ 月 日）午前8時まで ※郵送により投票を行うこととし、上記期間中に前橋中央郵便局に到達したものを受付有効とします。
立候補届出の受付日	年 月 日（ ）午前9時から午後5時まで
届 出 先	群馬県行政書士会選挙管理委員会
選挙管理委員	委員長 副委員長 委 員

年 月 日

群馬県行政書士会
選挙管理委員会
(職印省略)

旧様式

会長選挙に関する告示

群馬県行政書士会役員選出規則第15条に基づく会長選挙について、選挙管理委員会運営規程第3条により、以下のとおり告示します。

区 分	内 容
選挙の期日	年 月 日（ ）
投票の期間	投票用紙到達の日から 定時総会の前日（ 月 日）午前8時まで ※郵送により投票を行うこととし、上記期間中に日本郵便前橋支店に到達したものを受付有効とします。
立候補届出の受付日	年 月 日（ ）午前9時から午後5時まで
届 出 先	群馬県行政書士会選挙管理委員会
選挙管理委員	委員長 副委員長 委 員

年 月 日

群馬県行政書士会
選挙管理委員会
(職印省略)



補助者規則の改正

1 主たる改正理由

(1) 本人確認資料について(第8条関係)

現行規定では、補助者の設置に際し、虚無人ではないこと等を確認するための資料として「補助者となる者の住所を証する書面」を提出させることとしている。

この規定に基づき、補助者設置届の様式において、添付書類として「住所を証する書面(住民票)」が必要となる旨が記載されているが、(住民票)と括弧書きがあることによって、住民票はあくまでも例示であると解釈され、証明資料となりえない書類を呈示する会員がいるなど、解釈に幅がでてしまっている。

この点を明確にするため、虚無人ではないこと等を確認するための資料については、一般的に用いられている住所証明情報である住民票に限る旨の改正を行うものである。

(2) 顔写真について(第8条関係)

更新の際に、前回、前々回と同一の写真を添付する者がいるので、更新制度を採用している趣旨(一度なされた届出の効力を永続させることは適切ではない)を踏まえ、3か月以内に撮影された写真の添付を徹底させる旨の改正を行うものである。

(3) その他

- ①第8条第1項第三号 削る(第二号に規定する誓約書に含まれており、別立てにする必要はない)
- ②第17条 字句の整理(言い回しの改正)
- ③第18条 引用条文の変更(前回の改正時の脱漏)
- ④上記(1)(2)の改正を受けた様式の改正

2 改正の内容

改正(案)	現行
<p>(補助者の設置手続)</p> <p>第8条 会員は、補助者を置いたときは、30日以内に、次の各号に定める書類を添付して補助者設置届(第2号の1様式、第2号の2様式)を本会に提出しなければならない。</p> <p>一 補助者となる者の履歴書</p> <p>二 誓約書(第7号の1様式、様式第7号の2様式)</p> <p>【削る】</p> <p>三 補助者となる者の住民票の写し原本</p> <p>四 補助者となる者の顔写真2枚(3か月以内に撮影したもの)</p> <p>2 本会は、会員から前項の補助者設置届の提出があったときは、これを受理する。但し、補助者となる者が第4条に定める不適格事由に該当するおそれがあると認められる場合において、当該会員に弁明の機会を付与したにも拘わらず、当該会員がそのおそれがないことを証明できなかったときは、この限りでない。</p>	<p>(補助者の設置手続)</p> <p>第8条 会員は、補助者を置いたときは、30日以内に、次の各号に定める書類を添付して補助者設置届(第2号様式)を本会に提出しなければならない。</p> <p>一 補助者となる者の履歴書</p> <p>二 会員の誓約書(補助者となる者が不適格事由に該当しない旨の誓約を含む。)</p> <p>三 補助者となる者の、法第19条の3に定める「秘密を守る義務」に违背しない旨の誓約書</p> <p>四 補助者となる者の住所を証する書面</p> <p>五 補助者となる者の写真2枚</p> <p>2 本会は、会員から前項の補助者設置届の提出があったときは、これを受理する。但し、補助者となる者が第4条に定める不適格事由に該当するおそれがあると認められる場合において、当該会員に弁明の機会を付与したにも拘わらず、当該会員がそのおそれがないことを証明できなかったときは、この限りでない。</p>

<p>3 会員は、補助者を置いたときは、補助者名簿を備えこれに住所氏名を記載し、補助者に提出させた次に掲げる書類と共に保存しておかなければならない。</p> <p>一 履歴書</p> <p>二 第8条第1項第二号及び第三号に定める誓約書</p> <p>三 住民票の写し</p> <p>四 顔写真(3か月以内に撮影したもの)二枚</p>	<p>3 会員は、補助者を置いたときは、補助者名簿を備えこれに住所氏名を記載し、補助者に提出させた次に掲げる書類と共に保存しておかなければならない。</p> <p>一 履歴書</p> <p>二 第8条第1項第二号及び第三号に定める誓約書</p> <p>三 住所を証する書面</p> <p>四 写真二枚</p>
<p>(補助者の研修)</p> <p>第17条 本会は、第5条第2項に定める責務の履行に資するため、実費を徴収して、補助者に対する研修会を開催することができる。</p>	<p>(補助者の研修)</p> <p>第17条 本会は、会員の第5条第2項に定める責務の履行に資するため、実費を徴収して、補助者に対する研修会を開催することができる。</p>
<p>(不利益処分)</p> <p>第18条 本会は、会員が本規則に违背する行為を行ったときは、当該会員に対して、本会会則第16条の2に定める会員の処分を行うことができる。</p>	<p>(不利益処分)</p> <p>第18条 本会は、会員が本規則に违背する行為を行ったときは、当該会員に対して、本会会則第16条に定める会員の処分を行うことができる。</p>
<p>附 則 (施行期日) この規則は、令和 年 月 日から施行する。</p>	



月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
9	2		「自動車登録業務に関する研修会」 講師：前橋支部 河野晶一 会員	古田島会長、大原部長、尾池部員
9	3		群馬県県土整備部との意見交換会	古田副会長兼GL、塩野常任理事、 武田、住谷各G担当員
9	4		「相談業務研修会」 講師：東京都行政書士会所属 行政書士ADRセンター東京 次長 大槻美菜先生	古田島会長、新井副部長、高橋部員
9	6		入会式 1名	古田島会長
9	6	広報部会	①行政ぐんま 194 号の校正について	仲道副部長、小林、柳、岩井、天田 各部員
9	9	支部長会	①本会からの報告事項 ・令和6年度行政書士制度広報月間協力 について ・支部長会からの建議について ②各部の事業執行状況について ③各支部の報告事項等について	古田島会長、山田、吉田、中島、亀 田各副会長、 清水、後藤、菅野、大原、塩野各部 長、 古田支部長会議長、 池田、飯島各支部長会議長、 中山、坂井、廣川、須藤、佐藤、徳 江、大竹、太田各支部長
9	10	業務推進グループ会議	〈協議事項〉 ①広報月間における挨拶回りについて ②事例発表会の開催について 〈報告事項〉 ①各担当員からの活動状況について ②分科会の活動状況について	古田島会長、吉田GL、松本SGL、中 山、 堀越、武田、森田、上原、鈴木、佐 藤、 小山、穂苅、新井、飯島、田島各G 担当員
9	11		職務上請求書払出し日	山田副会長、齋藤理事
9	12		広報月間表敬訪問	古田島会長、坂部担当員
9	17	常任理事会	〈協議事項〉 ①日行連関東地方協議会会長会及び各業務 連絡会について ②当面の会務運営について 〈報告事項〉 ①各部報告	古田島会長、山田、吉田、中島、 亀田各副会長、 清水、後藤、菅野、大原、服部、塩 野各部長、 古田支部長会議長、
9	17	申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について	古田島会長、亀田委員長、山田、 吉田(明)、中島、清水、後藤、菅野、 大原、服部、塩野、吉田(憲) 各委員
9	24	相談会担当者会議	①令和6年度相談会実施予定について ②意見交換	古田島会長、吉田副会長、服部部長、 仲道副部長、小林、柳、岩井、天田 各部員 池田、高橋、飯島、金竹、坂井、廣 川、根岸、須藤、佐藤、徳江、太田 各支部担当員
9	24	理事会	〈協議事項〉 ①当面の会務運営について 〈報告事項〉 ①令和6年度行政書士試験について ②令和6年度特定行政書士法定研修について ③綱紀委員会からの付言について ④支部長会からの建議について ⑤日行連・関地協報告について ⑥各部報告	古田島会長、 山田、吉田、中島、亀田各副会長 清水、後藤、菅野、大原、服部、塩 野各常任理事 上原、中澤、齋藤、劔持、黒川、並 木、本間、根岸、新井、尾池、高 橋、藤生、仲道、小林、柳、岩井、 天田、吉岡、佐藤、田島、大谷各理 事 オブザーバー：古田支部長会議長
9	27		令和6年度 日行連関東地方協議会 会長会・各業務連絡会	
9	30		入会式 1名	古田島会長

※ GL・・・業務推進グループリーダー、SGL…業務推進グループサブリーダー、G 担当員・・・業務推進グループ担当員

02

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
10	1		令和6年度（前期）新入会員研修会 「行政書士としての法令遵守の徹底について」 講師：群馬県総務部市町村課担当者様 「行政書士一本で生きていくための事務所経営」 講師：許認可業務・法務業務部 大原 岳 部長 「相続業務について」 講師：相続業務分科会 菅野義郷 担当員 「入管業務について」 講師：入管業務分科会 岩井和幸 担当員 「建設業務について」 講師：建設業務分科会 穂苅優人 担当員	古田島会長、山田副会長、大原部長、新井副部長、尾池、高橋各部長
10	2		広報月間電話無料相談会	服部部長、河野会員（前橋）、中澤会員（高崎）、田島会員（伊勢崎）
10	7	総務部会	①群馬県行政書士会倫理研修規則（案）について ②一般倫理研修未受講会員に対する通知書について ③補助者規則について ④職務上請求書の不適切な使用をした会員について ⑤行政書士関係法規集について ⑥賀詞交歓会について	古田島会長、中島副会長、清水部長、上原副部長、中澤、齋藤各部長
10	8		契約書の作成に関する研修会 「契約書の作成について」 講師：国際業務・デジタル社会部 佐藤美保子 部員	古田島会長、尾池部員
10	9		職務上請求書払出し日	亀田副会長、中澤理事
10	16	法務委員会	①会費滞納者への対応について	菅野委員長、中澤副委員長、亀田、高橋、萩原、坂井各委員
10	18	監査会	令和6年度上半期監査の実施について	古田島会長、山田副会長、後藤部長、品矢、荒井、柳生各監事
10	20		特定行政書士法定研修考査	
10	22		行政書士試験チーフ監督員会議	
10	23		職務上請求書払出し日	吉田、中島各副会長
10	25		入会式 2名	古田島会長
10	28	常任理事会	〈審議事項〉 議案第1号 選挙管理委員会運営規定様式の一部改正案について 議案第2号 補助者規則の一部改正案について 〈協議事項〉 ①群馬県行政書士会倫理研修規則新規制定について ②一般倫理研修未受講会員に対する通知について ③令和7年新年賀詞交歓会について 〈報告事項〉 ①各部報告 ②日行連報告について	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長、清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野各常任理事
10	28	申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について	古田島会長、亀田委員長、山田、吉田（明）、中島、清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野各委員
10	29	経理部会	①令和6年度上半期決算について ②会計ソフトの更新について	古田島会長、山田副会長、後藤部長、剣持副部長、黒川部員、富澤専門員
10	30		行政手続きのデジタル化と行政書士業務の展望に関する研修会 「行政手続きのデジタル化と行政書士業務の展望」 講師：千葉県行政書士会会長 日行連デジタル推進本部長 関谷一和 様	古田島会長、大原部長、藤生部員

※ GL…業務推進グループリーダー、SGL…業務推進グループサブリーダー、G 担当員 …業務推進グループ担当員

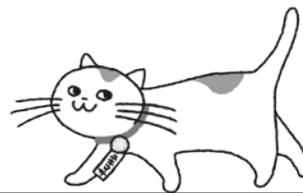
月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
11	8		入会式 1名	古田島会長
11	9		令和6年度行政書士試験 前日会議	
11	10		令和6年度行政書士試験	
11	11	法人設立業務に関する研修会 「法人設立の基礎知識・具体的手続き」 講師：高崎支部 宮原直樹会員		古田島会長、高橋部員
11	13		職務上請求書払出し日	後藤常任理事、上原理事
11	21		令和6年度日本行政書士会連合会関東地方協議会連絡会（1日目）	
11	22		令和6年度日本行政書士会連合会関東地方協議会連絡会（2日目）	
11	25		綱紀委員会	穂苅委員長、笹木、安田、茂木、市川、土屋、山口各委員
11	26		入会者3名	古田島会長
11	26		外国人を対象とした無料相談会（東京出入国在留管理局本局）	田島理事
11	27		職務上請求書払出し日	清水、菅野各常任理事
11	29	広報部会	①行政ぐんま195号の企画について ②令和7年行政書士記念日事業について	古田島会長、服部部長、仲道副部長、柳、天田各部員

※ GL・・・業務推進グループリーダー、SGL・・・業務推進グループサブリーダー、G 担当員・・・業務推進グループ担当員



月	日	会議・研修会等	会議事項等	担当出席者
12	3	常任理事会	〈報告事項〉 ①一般倫理研修未受講会員に対する通知について ②職務上請求書の不適切使用の会員への綱紀委員会への諮問について ③日行連・関地協報告について ④各部報告	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長、後藤、菅野、大原、服部、塩野各常任理事、吉田支部長会議長
12	3	申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について	古田島会長、亀田委員長、山田、吉田(明)、中島、後藤、菅野、大原、服部、塩野、吉田(憲)各委員
12	5	「法定相続情報一覧図・相続土地国庫帰属制度に関する研修会」 講師：高崎支部 岩崎 博昭 先生		古田島会長、山田副会長、尾池部員
12	6	総務部会	①行政書士関係法規集・行政書士名簿の電子化について ②令和7年度予算策定について ③賀詞交歓会について	古田島会長、中島副会長、清水部長、上原副部長、中澤、齋藤各部員
12	9	「公正証書遺言に関する研修会」 講師：前橋公証人合同役場 公証人 吉田幸久 様		古田島会長、藤生部員
12	10	封印管理委員会	①日行連発行の「基本的事項」による封印慣例規則の改正について	尾池委員長、山田副委員長、矢嶋、鳥屋、新井、中村、岩崎各委員
12	11	職務上請求書払出し日		大原常任理事、齋藤理事
12	13	理事会	〈審議事項〉 議案第1号 選挙管理委員会運営規程様式の一部改正案について 議案第2号 補助者規則の一部改正案について 〈協議事項〉 ①群馬県行政書士会倫理研修規則の新規制定について ②当面の会務運営について 〈報告事項〉 ①令和6年度中間監査報告について ②令和7年新年賀詞交歓会について ③令和6年度基本方針及び予算策定並びに事業計画(案)について ④令和6年度特定行政書士法定研修について ⑤令和6年度行政書士試験について ⑥日行連・関地協報告について ⑦各部報告	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長、清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野各常任理事、中澤、齋藤、剣持、黒川、並木、本間、根岸、新井、尾池、高橋、藤生、仲道、小林、柳、岩井、天田、吉岡、佐藤、田島、大谷各理事、オブザーバー：吉田支部長会議長、柳生監事
12	16	群馬司法書士会との情報交換会		古田島会長、吉田、中島各副会長、菅野部長
12	17	業務推進グループ 相続業務分科会主催 「相続業務に係る事例発表会」 発表者：高崎支部 中澤望会員 高崎支部 小山範之会員 太田支部 岸明生会員 吾妻支部 宮崎透会員		古田島会長、吉田GL、上原、新井各G担当員
12	19	広報部会	①行政ぐんま195号の編集について ②行政書士記念日事業について ③令和7年度事業計画及び予算案について	吉田副会長、服部部長、仲道副部長、小林、柳、岩井、天田各部員
12	20	支部長会	①本会からの報告事項 ②各部の事業執行状況について ③各支部の報告事項等について	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長、清水、後藤、大原、服部各部長、吉田支部長会議長、池田、飯島各支部長会議副議長、中山、坂井、廣川、須藤、佐藤、徳江、大竹、太田各支部長
12	23	業務推進グループ 建設業務分科会	①建設業務に関する意見交換会等	穂苅、住谷各G担当員
12	25	職務上請求書払出し日		塩野常任理事、中澤理事
12	26	入会式 2名		古田島会長

※ GL…業務推進グループリーダー、SGL…業務推進グループサブリーダー、G担当員…業務推進グループ担当員



令和6年度新入会員研修会(前期) 参加報告書

- 日 時 : 令和6年10月1日(火) 午前9時20分～午後5時
 場 所 : 前橋商工会議所 3階 リリィ
 参 加 者 : 28名
 研修内容 : (1) 「行政書士としての法令遵守の徹底について」 講師 群馬県総務部市町村課
 (2) 「行政書士一本で生きていくための事務所経営」 講師 許認可業務・法務業務部 部長 大原 岳
 (3) 「相続業務について」 講師 相続業務分科会 菅野 義郷 会員
 (4) 「入管業務について」 講師 入管業務分科会 岩井 和幸 会員
 (5) 「建設業務について」 講師 建設業務分科会 穂苅 優人 会員

報告者：高崎支部 黒澤 侑加

先日、群馬県行政書士会主催の新入会員研修会に参加しました。本研修会は、行政書士としての基本知識や心構えを学ぶ貴重な機会であり、今後の業務に活かせる学びを得ました。

まず、行政書士としての法令遵守についての講義がありました。行政書士は法の専門家であると同時に、地域社会の信頼を得る存在であり、常に倫理的な行動が求められます。依頼者との信頼関係を築くため、誠実な対応や正確な業務遂行の重要性を再確認しました。

次に、大原先生の「行政書士一本で生きていくための事務所経営」に関する講義では、目標やビジョンの明確化が特に重要であると感じました。先生が新人時代に工夫された営業方法や、実務での課題解決の具体的な事例についてお話しいただき、今後の業務の指針として非常に参考になりました。

続いて、菅野先生による相続業務に関する講義がありました。実務経験に基づき、相続手続きの流れや注意点を丁寧に解説いただき、特に実例を交えた対応方法や経験豊富な先生の具体的なエピソードは、実務に対する理解をさらに深める助けとなりました。

また、岩井先生の入管業務に関する講義では、申請手続きの進め方や相談対応について、ユーモアを交えた説明をいただきました。私自身、今後申請取次業務を積極的に行いたいと考えており、外国人の行動様式や考え方の違いに関する知識は大変有意義で、実務に活かせる学びを得ることができました。

最後に、穂苅先生による建設業許可に関する講義があり、依頼者の多様なニーズに応えるための建設業法理解の重要性について学びました。先生が「この業務は楽しい」と表現された点が非常に印象的で、私も建設業許可業務に対する意欲が一層高まりました。

今回の研修を通じ、行政書士としての知識と心構えが深まり、今後の業務への意欲もさらに高まりました。今後も研修や勉強会の機会を活用し、自己成長と業務の質向上に努めていきたいと考えております。

報告者：太田支部 廣瀬 真之

令和6年度新入会員研修会(前期)に参加させていただきました。講義はいずれも主要な業務分野であり、業務のイメージを掴むのに有意義な研修内容でした。

大原先生からは、「行政書士一本で生きていくための事務所経営」と題してご講義いただきました。経営者として忍耐と柔軟性が必要であること、特定分野に特化することでサービスの差別化と専門性を確立することが重要であることや、変化する市場ニーズに対応したサービスを構築すべき、といったお話が特に印象的でした。

相続業務、入管業務及び建設業務については、基本的な流れのほか、実務でのポイントや注意すべき点について、先生方のご経験を踏まえた解説をしていただきました。いずれの講義も熱意をもって分かりやすく講義していただいたので、スムーズに理解することができました。研修内容を今後の業務に活かせるように、さらに自己研鑽していきたいと思っております。

研修終了後は、参加者や講師の先生と名刺交換の場を設けていただきました。行政書士は様々なバックグラウンドを持つ方がいたり、他の業務と兼業されている方がいたり、実に多様性に富んでおり、話題が尽きませんでした。他の先生と情報交換することで、いろいろな営業手法や実務の修得方法を知ることでもでき、事務所運営を考える上で有効な気付きを得ることができました。これからも行政書士同士のつながりを大切にしながら、事業を展開していきたいと思っております。



前橋支部

前橋支部行政書士特設無料相談会報告

令和6年10月9日(水)、前橋支部にて「行政書士特設無料相談会」を開催いたしました。相談業務は先生方2名体制となりますが、相談者の了承を得たうえで私を含む新人2名も同席させていただき、相談業務の一連の流れを勉強させていただきました。

今回は事前予約制で当日は2組の相談者が来場されましたが、いずれも「相続」に関する相談でした。担当する先生方は相談者の話にじっくり耳を傾け、要点を絞り、今後対応すべき内容をわかり易く説明されていました。また必要書類の取得場所、業務を依頼する場合の費用の目安など親切丁寧にお伝えしており、相談者が「ありがとうございました」と納得して帰られていたのがとても印象的でした。

予定よりも早く相談業務が終わり、初めてお会いする支部の先生方ともゆっくりご挨拶することができ、とても有意義な時間を過ごすことができました。

今はネット検索をすれば簡単に沢山の情報を得られる時代です。ある程度の知識をもっている相談者に対して納得のいく情報を提供することは容易なことではありません。入会1年目の私にとって『一人前の行政書士』への道のりはとても果てしなく感じますが、今回のような経験や知識を積み重ねて一步一步進んでいきたいと思えます。

伊勢崎支部

伊勢崎市立三郷小学校で法教育を実施

令和6年11月29日(金)伊勢崎市立三郷小学校において、伊勢崎支部としてはじめて法教育を実施しました。

伊勢崎市立三郷小学校は伊勢崎市の北部に位置し、豊かに広がる田畑と静かな住宅街の中にある全校生徒数約670名の小学校です。今回は5年生111名、6年生98名を対象に約60分の授業を行いました。

授業のテーマは、ズバリ「小学生の身近な生活に関する法律」です。子供たちにとって「法律」とはあまり馴染みのないもので、自分たちにはあまり関係のないものと思いがちですが、実際には小学校の生活の中でいろいろな法律やルールによって各々が過ごしているということ、わかりやすく寸劇で説明し、○×クイズにして出題、またその答えについて自分の意見を発表してもらうなど、有意義な時間になったと思われまます。はじめは生徒たちが大人数だったので、きちんと聞いてくれるか不安な面もありましたが、真剣に話をきいて自分の意見をしっかりとと言える生徒ばかりでしたのでこちらも驚かされました。

ところで令和元年度法務省の『小学校における法教育の実践状況に関する調査研究報告書』によりますと、全国の小学校のうち、法律家(裁判官、検察官、弁護士、司法書士、行政書士等)や関係機関(法務省、検察官、裁判所、弁護士会、司法書士会、行政書士会等)等の外部人材と、「連携した授業を実施した」と回答した学校の割合は、約4割でした。一方で「法教育の内容(テーマ)や授業の進め方が分からない」と回答した割合も約3割弱にのぼります。また同時に現場の教員の先生方の話を伺いますと「時間がない」、「余裕がない」という声をよく耳にします。こうした現状から、今後私たち行政書士は「身近な街の法律家」として、ますます法教育の推進により、ニーズが高まっていくことでしょう。

今回この法教育の授業に参加して感じたことは子供たちだけでなく、教育現場全体に法教育を浸透させる事が重要であり、その一端を我々行政書士が担うことができればということでした。



桐生支部 無料相談会の報告

令和6年10月15日(火)10:00～15:00まで、桐生市社会福祉センターにて、桐生支部の無料相談会が実施されました。相談件数は当初の予定よりも多い16件。桐生市に限らず、他の市からもご来訪がありました。どの時間帯もほぼ途切れることなく、多くの皆様にお越しいただきました。相談内容の多くは相続や遺言、権利関係など日々の暮らしの中で生じる問題が中心でした。

新人のため、無料相談会の参加は初めてで、先輩先生方にお会いするのも夏季懇親会以来の2回目だったのでとても緊張していましたが、みなさん優しく声をかけてくださり、すぐに緊張もほぐれました。新人は先輩先生と2人1組でのご相談対応だったので、先輩先生の相談者への寄り添い方や受け答えをみることができ、勉強にもなりました。また、相談者の方々が相談を終えて、安心した表情で帰られる姿を見ることができ、とても嬉しく充実した気持ちになりました。

一日で多くの学びがありました。また来年の参加も楽しみです。



太田支部副支部長 井手口 睦 美

太田支部 太田支部窓口連絡協議会について

日時：令和6年12月4日(水) 15時00分～16時50分

場所：太田ナウリゾートホテル

太田支部では、支部会員による代理事務の円滑化を目的として、関係各署より講師をお招きし、上記の日程にて窓口連絡協議会を開催いたしました。群馬県建築課、太田市建築指導課、同道路整備課、同農業委員会、同農業政策課、同都市計画課、同環境対策課、同まちづくり推進課、待矢場両堰土地改良区の9箇所(計11名)からご協力を賜り、所轄の許認可申請事務に関する近年の変更点等についてご指導いただきました。

本協議会は、行政の各部門における最新の規制、手続き、および地域開発に関する重要な情報を共有していただき、各課からの報告は、事業者および関係者が適切かつ円滑な行政手続きを進める上で、非常に有益な指針となりました。

また、休憩時間中には支部会員から担当講師へ活発な質疑応答が行われ、特に法改正に関する詳細な解説と実務上の疑問点について、専門的な意見交換がなされました。これにより、支部会員の理解を深め、実務における実践的な知見を得る非常に有意義な時間となりました。

本協議会で得られた最新の情報は、市民と行政の架け橋として不可欠な知見となりました。今後も関係各署との連携を深め、常に最新の法改正や手続き情報に精通し、行政書士として研鑽を重ねて専門家として信頼性の高い業務を提供できるように活動を続けていきます。



藤 岡 支 部

藤岡支部および伊勢崎支部と 埼玉県行政書士会県北支部との意見交換会報告書

令和6年9月13日、本庄市市民活動センター(通称はにぼんプラザ)において、藤岡支部および伊勢崎支部と埼玉県行政書士会県北(けんぼく)支部との意見交換会が開かれました。本会からは古田島会長にご参加いただいた他、藤岡支部から4名、伊勢崎支部から5名、埼玉会側からは木村宏政副会長をはじめとして県北支部より9名の参加をいただき、総勢20名の大きな催しとなりました。

県北支部は深谷市・本庄市をはじめとして美里町、神川町、上里町、寄居町の2市4町のエリアとなりますが、利根川や神流川を挟み互いに飛び地も有するなど本県と地理的・経済的にも結びつきが深く、日々の行政書士業務にあっても日常的に両県に跨ってこなしておられる会員も多々いらっしゃいます。ただ同様の許認可業務等であっても申請先の県が異なる場合、様式や記載方法、添付書類や具体的な運用など、ローカルルールが存在するのも現実です。そこで今回の意見交換会は、このような各種申請や実際の運用における両県の相違点、業務における留意点等を確認する目的で開かれました。具体的には農地法関連手続き、建設業許可、経審・入札、産廃収集運搬、車庫証明など参加者の実体験を元に活発な意見交換が行われました。また群馬会・埼玉会の組織運営についても意見が出るなど、大変有意義な会となりました。交換会終了後には懇親会も行われ、県は異なるものの同じ行政書士同士話題に事欠くことなく親睦を深められるなど、県境を越えた初の試みではありましたが大きな収穫を得ることができました。



館 林 支 部

令和6年度 東毛四支部合同研修会 無事開催できました

今年度の幹事が館林支部という事で皆様に受講して良かったと思って頂けるテーマとは何か?と長い間頭を悩ませていました。春の初め、支部幹事の先生よりどうやら2024年に設立されたばかりの金融経済教育推進機構の出張授業があるらしいとの情報を頂き、私は飛びつきました(プランA)。しかし設立間もない組織であることから受付開始の時期は未定。後ろ髪を惹かれつつ、館林の産業をアピールしたいと考え次に工場見学を立案(プランB)。さらに健全に働くためには健康があってこそだと考え現役医師による健康講義(プランC)。以上の3つの立案から評判が良かったプランBで再スタート。しかし一つのコンセプトについてここまででは可能、これ以上は制約があるため難しいといった事で足踏み。進展がなく時間だけが過ぎていきました。悶々とした日々を過ごしていたところ常にチェックしていたJ-FLEC様のHPに予約開始の一文字が。現代の口語的表現で言うところの「秒」で予約の電話を入れ(プランA)を確定できました。

J-FLEC様より派遣された菊地先生の講義テーマは「将来に向けて知っておきたいお金の話-中堅層の社会人向けの内容」。J-FLEC様は国民の金融リテラシー向上の為に設立された認可法人であります。リテラシーに乏しい私でも菊地先生の講義は非常に分かり易く、家計について見直しをベースに収支を分析、資産形成の基本・制度を直感的にわかる図形で明快に説明して頂きました。懇親会にて皆様の感想をお聞きしたところ非常に好評であり開催出来て本当に良かったと思えました。特に皆様の興味を引いた内容はNISA口座の開設に関する事だったようです。

なお、菊地先生のようにJ-FLEC様が定める中立性を保ったアドバイザーを「J-FLEC認定アドバイザー」とされております。アドバイザーとなるには資格等及び一定の業務経験を要しますが、資格等の例として行政書士もHP上で掲げられています。興味がある方は是非HPをチェックされては如何でしょうか。

最後に菊地先生、ご参加・ご協力を頂いた全ての皆様に心よりの感謝を申し上げます。乱文ではありますが何卒ご容赦ください。

令和6年度

行政書士試験 実施報告

令和6年度 行政書士試験
群馬県会場 試験場責任者 古田島 俊憲

令和6年11月10日（日）、高崎経済大学を会場として今年度の行政書士試験が実施されました。今年は全国で59,832名の受験申し込みがあり、うち群馬県会場では、878名の申し込みがありました。昨年は全国で59,460名、群馬県会場で862名の申し込みがあったので、ほぼ昨年並みといったところでしょうか。なお、試験当日は、群馬県会場で実際に受験された方は692名でした。

昨年も今年同様、高崎経済大学を会場に試験が実施されました。昨年の試験では、使用教室数が6教室でしたが、今年は8教室を使用しての実施となりました。昨年は長机に3名の受験生が座って受験した教室がいくつかありましたが、今年は、ゆとりを持って長机に2名が座っての受験となったため、使用教室増となりました。昨年は、真ん中に座っている方がトイレに行く際、両脇に座っている方に席を立ててもらうなど、多少の不都合が生じていたため、そこを改善するための措置で長机に2名座っていただいたの試験実施となりました。

当日は、雨が降ることもなく天気に恵まれ、受験生はもとより、我々運営スタッフにとっても好条件のもとでの開催となりました。今回の試験実施にあたり、試験監督員、本部員として運営に携わっていただいた皆様や事前準備等にご尽力いただいた本会事務局の皆様の協力により、無事試験を終えることができました。特に、8名のチーフ監督員の方々のご負担、そして万が一の事態が発生した場合の事前想定等の気配りは、推して知るべしです。皆様には、午前の早い時間から夕方まで長時間に及んで運営に携わっていただきありがとうございました。

今回の試験の合格発表は、令和7年1月29日です。本誌が発行されている頃には、既に合格発表がされているかと思います。一人でも多くの方が合格され、行政書士として活躍されることを願っております。また、皆様におかれましては、先輩行政書士として新しく入会する方へのご指導・アドバイスなどしていただき、行政書士として活動しやすい環境を整えていただければ幸いです。



05



建設業関係の各種申請に関する意見交換会 報告書

報告者：住谷 真希

日時：令和6年9月3日（火）午後1時30分～
場所：前橋商工会議所3階 バイオレット

行政書士会出席者：古田島俊憲会長、吉田明浩副会長、塩野有希国際業務・デジタル社会部長（建設業務分科会員）、武田洋典業務推進グループ担当員（建設業務分科会員）、住谷真希建設業務副分科会長

令和6年9月3日、群馬県県土整備部建設企画課との意見交換会が前橋商工会議所にて開催されました。本意見交換会は、建設業に関わる各種申請手続きにおいて、現場の声を行政に直接届けることを目的とし、事前に会員から寄せられた要望を基に進められました。以下に内容を抜粋して報告いたします。

窓口受付時間に関する対応について

課題：窓口の開庁時間外でも柔軟な受付対応や、以前の受付方法への戻しを求める声がある。
県の対応：全員に公平な対応を行うため、融通を利かせることは難しい。今後は電子申請の普及を進め、従来の窓口対応に戻すことは想定しづらい。

決算変更届の確認対応について

課題：窓口でその場で確認を希望する意見がある。
県の対応：郵送受付も含め、受付順に確認を行っているため、即時対応は困難である。

決算変更届等の審査期間の短縮について

課題：審査に2～3週間を要する現状について、より短期間での対応を希望する声が寄せられた。
県の対応：月末の提出集中を避けることで審査期間の短縮が可能な場合があるため、提出時期の分散を呼びかける。

申請添付書類のチェックリスト作成の検討について

課題：現行のものより詳細な添付書類リストを求める意見がある。
県の対応：チェックリストの作成は利便性向上に資する一方、双方の作業量の増加が想定されるため、慎重に検討を進める方針。

上記のような議題を通じて、現場における具体的な課題を共有し、行政と行政書士の双方が直面している問題点について深く議論する機会となりました。県側は各議題に対し、現状の運用体制や課題を丁寧に説明するとともに、行政書士会から寄せられた意見や提案を真摯に受け止め、今後の改善に向けた方向性を検討する姿勢を示してくださいました。

特に、申請手続きや補正に関する課題については、行政サービスの効率化や利便性向上に直結する内容であることから、双方が連携して取り組む重要性が強調されました。また、チェックリストの作成や情報共有の充実、業種振り分け基準の統一を検討など、具体的な改善案が議論され、今後の取り組みに対する期待が高まりました。

今回の意見交換会は、単なる形式的なものにとどまらず、現場の声を基にした実務的な改善案を模索する建設的な場となりました。この取り組みにより、課題解決に向けた双方の意識と協力体制が一層強化され、今後の手続きの簡素化や円滑化に向けた重要な一歩となったと感じられました。

相続業務分科会・建設業務分科会員の募集について

相続業務分科会 分科会長 上原 陽子
建設業務分科会 分科会長 穂苅 優人

1 分科会について

業務推進グループが細則に基づいて設置した、①会員相互の情報共有、②諸課題への取り組み（共同受任等）、③諸課題の調査研究、④勉強会等の開催、⑤実務者の把握（実務者名簿の作成）、これらの取り組みを行うための集団です。

分科会は、部や委員会などの、執行部による意思決定を実現するための部門とは異なり、上記の取り組みを自発的、自立的に行う機関と位置づけられています。

分科会の活動は、あくまでも構成員の自発性に委ねられることとなりますので、互恵的に交流し、学んでいくことについて、一定の理解があることが構成員にとって最も大切です。

最終的には、業務に長けた会員を実務者名簿にとりまとめて、それを、本会や支部が開催する研修会の講師、事例発表会での発表者、外部機関からの要請に応じて派遣する各種相談会での相談員、第三者委員会の委員等を選任する際や、一般の方から行政書士紹介の問い合わせがあった際に積極的に活用していく予定です。

2 分科会員の募集について

これまで、相続業務分科会・建設業務分科会では、本会が開催する事例発表会等を受講した会員のみを対象に構成の募集を行っていましたが、一定の活動基盤が整いましたので、全会員を対象に構成員の募集を行うこととしました。

(1) 応募方法 次の①～④を次のEメールアドレスあてにお送りください。

office.kk@gunma-gyosei.jp（担当：加藤）

①氏 名

②会員番号（8ケタではない方の番号）

③携帯電話

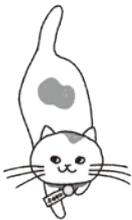
④参加を希望する分科会の名称（建設業務分科会、相続業務分科会）

(2) 応募期間 令和7年3月31日（月）まで

※今後も定期的に募集を行う予定です。

3 分科会の活動予定について

年に1～2回程度、情報交換会、勉強会等を開催する予定です。



令和6年度 全国会長会

報告者：会長 古田島 俊憲

令和6年9月20日、札幌パークホテルにおいて全国会長会が開催されましたので、下記のとおりご報告いたします。

1. 日時 令和6年9月20日（金）午後1時30分から
2. 場所 札幌パークホテル 3階「エメラルド」
3. 参加者 47都道府県の単位会会長
日本行政書士会連合会会長、副会長、常任理事
北海道行政書士会役員 他

4. 概要

47都道府県の会長が一堂に会して全国会長会が開催されました。これは、毎年開催されるもので今年は北海道札幌市での開催となりました。あらかじめテーマを設定し、各単位会会長からの事前アンケートをもとに会議が進められました。

5. 詳細

・テーマ1 デジタル化への対応について

東京会では、東京都デジタルサービス局と連携し、都庁にて作成される電子申請システム（名称：ロゴフォーム）について、行政書士の代理人欄の設置に向けた活動を推進した結果、行政書士の代理人欄の設置を標準とすることが実現したとの報告がありました。また、静岡会からは、静岡県の電子申請サービス（名称：ふじのくに電子サービス）において、行政書士による代理人ID取得及び代理申請が認められたとの報告がありました。

・テーマ2 各単位会における災害対策の取組みについて

埼玉会は、埼玉県及び各市町村と埼玉県行政書士会との間で交わされた「災害時における被災者支援に関する協定書」に基づき、「埼玉県行政書士会被災者支援要綱」を策定し、それをもとに会員を相談員として被災地へ派遣することとしているとの報告がありました。また、石川会からは、今年1月に発生した能登半島地震の現状や石川会としての支援内容等の報告がありました。

6. 総括

テーマ1については、群馬会では、群馬県に各種行政手続きのオンライン申請において、行政書士専用の代理申請機能を盛り込んでいただくことを要望しています。しかし、現状はまだ実現に至っておりません。今後も引き続き要望をしてまいります。

テーマ2については、群馬会は現在、15の自治体と災害協定を締結しており、各市町村との協定は、地元の支部との間で締結しています。今後は、埼玉会のように本会で指揮命令システムを整備するなどの対応を行うことも視野に入れる必要性を感じました。

令和6年度 第2回関地協会会長会

報告者：会長 古田島 俊憲

令和6年9月27日に1都、10県の会長が参集し（うち2県は副会長）、会長会が開催されました。今回の会長会では、各単位会の会長から事前アンケートを取った以下の項目について議論をしました。

1. 空き家、所有者不明土地に関して、どのような対応をしているか
2. ペーパーレス化、決済のデジタル化について導入をしているか
3. 県などの自治体からの受託事業についてのメリット、デメリットについて
4. 自らの会で企画実施している研修について、他の単位会への開放の状況及びその根拠について
5. ITへの理解に乏しい会員に対して、パソコンやスマホの使い方の研修等対応しているか
6. 一般倫理研修未受講者への現在の対応状況について

上記1から6の中では、1について長時間に及び議論を交わしました。各単位会のうち、9つの単位会が地元の自治体と空き家対策に関する協定を締結していました。協定が実を結んでいる単位会もあれば、協定を締結したのみで実効性に乏しい単位会もあり、その効果のほどは様々でした。関東地方協議会では、今回開催した5つの業務連絡会が現在活動していますが、今後、「空き家・所有者不明土地問題業務連絡会」を新たに設置するかを今回議論した内容を精査したうえで、決めていくことになりました。我々行政書士が、“空き家・所有者不明土地問題”において社会貢献や業務獲得に繋がるかを十分考慮したうえで判断したいと思っております。

2から6の項目についても、各単位会会長から貴重な意見や情報提供がありました。4については、一部の単位会では、隣接している県の単位会に開放している事例が報告されました。有益な研修会であれば、隣接県のみならず、1都10県すべてが参加できる環境整備が必要なのではないかと実感しました。また、2については、既に会議資料のペーパーレス化が実現している単位会があり、まだ実現していない本会としては参考になる話でした。今回提供していただいた意見・情報の中で、群馬会に取り入れる価値があるもの、またその必要性があるものなどは積極的に導入する予定です。



令和6年度 第3回関地協会会長会

会長 古田島 俊憲

令和6年11月22日、「日本行政書士会連合会と関東地方協議会との連絡会」終了後に第3回会長会が開催されました。今回は、以下のテーマに沿って意見交換を行いました。

1. 会員の収入等の実態調査について
2. マイナンバーカード代理申請事業の実施状況について
3. 都県・域内自治体との防災協定の策定及び運用の実態について
4. 事務局労務管理について等
5. 「災害協定・空き家に関する協定」を締結する際の本会の会則等の根拠規定について
6. 新入会員の実務能力向上のための対応について
7. 特定行政書士への対応について

(各単位会会長からの意見・情報)

※番号は、上記番号と同じ

1. 会員の収入等の実態調査をしている単位会はほとんどなかった。山梨会では以前は行っていたが、問題が散見され現在は行っていないとのことだった。
2. 埼玉会、東京会、静岡会では代理申請事業の実績があるとの報告があった。
3. 地元自治体と防災協定を締結している単位会は多数あった。「協定を締結している自治体が被災した場合、その県庁、市役所も被災しているので、応援要請をする余裕や手段がない状況が想定されるのではないか。その場合、単位会の対応が難しくなるので、あらかじめ考えておく必要があるのではないか。」という貴重な意見が出された。
4. 同日同時刻に別室で事務局長会議を行っており、同様のテーマのもと話し合われているので、このテーマに関してはそれらを参考にすることとした。
5. 茨城会では、すべて茨城会と各自治体が協定を締結しており、本会支部とその地元自治体同士では締結していないとのことだった。
6. 東京会では、新入会員に対して先輩行政書士事務所への“事務所見学会”や“インターンシップ制度”を採り入れており一定の成果を挙げているとのことだった。
7. 特定行政書士について何か特別な対応をしている単位会はなかったが、日行連では、ブラッシュアップ研修を行っているとのことだった。

6について、事務所見学会やインターンシップ制度は、貴重な意見として聞かせていただきました。東京会会長は、実現させるには先輩行政書士の協力が不可欠でその協力していただける方を探すのに苦労したとのことでした。群馬会で行うとした場合も、まずは協力していただける先輩行政書士にご理解をいただくことを優先すべきだと実感しました。

令和6年度 日行連関東地方協議会総務担当者連絡会出席報告

群馬県行政書士会 総務部長 清水 裕幸

- 日 時 令和6年9月27日（金）13時30分～
- 場 所 前橋商工会議所会館3階 バンブー

令和6年9月27日（金）に日行連関東地方連絡協議会総務事業連絡会が開催されました。

11の単位会の総務部担当者が集まったの会議であり、総務部が所管する会務運営に関する様々な意見交換がされ、大変有意義な会議となりました。

一般倫理研修の未受講者に対して、対応をどのようにするべきか等意見交換を行いました。すでに処分の検討を始めている単位会があり、どの程度の処分を行うのか気になるところです。群馬会でも、まだ一般倫理研修を受講していない会員への対応を、どのようにするべきか悩ましいところでもあります。

また職務上請求書の払出し方法が変更になり、1年が経過しましたが、各単位会では、払出し方法を工夫しながら記載の不備に対応していて、始末書を提出してもらおう等、厳しく控え綴りの確認を行っているようです。群馬会も控え綴りの確認を慎重に行っていこうと再認識しました。

会議の中で補助者に対する問題提起や、会議のデジタル化、特に会議資料の電子化が他の単位会では進んでいて、群馬会も取り入れる必要性を感じました。

会報や会員名簿の電子化への変更や、電子決済システムを取り入れている単位会もあり、会務のデジタル化が進められているようです。

今後、会務等のデジタル化は避けて通れない課題だと思います。総務部としてもデジタル化への準備が必要であると思いました。

最後に、各単位会の総務担当者から、多様な意見を聞くことができた経験を、今後の総務部の運営に役立たせたいと思います。



日行連関東地方協議会業務連絡会

建設業務連絡会報告書

司会・書記（群馬会） 菅野 義郷

建設業務連絡会は、令和6年9月27日13時30分から概ね17時まで、前橋商工会議所会館3階アネモネにおいて開催されました。

出席者は、当会の塩野有希を議長に、菅野義郷を書記、その他1都9県の代表者各1名、合計12名でした。議事については事前のアンケートをもとに以下の事をおもに話し合いました。

（1）建設業の電子申請JCIPの普及状況とその理由について

建設業の電子申請のためJCIPが導入されているが、各単位会とも実際に使用している行政書士が少ない現状がある。この主な原因として

①申請の前提となるGビズIDによる委任の設定が面倒である事

②コロナ禍により、建設業許可及び経営審査（経審）の郵便申請が認められ、電子申請のメリットが認められない事が挙げられた。

これに対し、東京会では経審の技術者名簿の事前確認制度を省略できるメリットがあり、メリットを享受するため、電子申請が増加しているとの報告を受けた。

（2）ローカルルール残高証明について

建設業許可申請において、全国的に財産基礎要件として、①自己資本金額500万円以上を又は②500万円以上の残高証明書が要求されている。

しかし、山梨会では①は認められるが、②は認められず、金融機関の融資証明を求められる。

これに対し、許可権者は各県にあります。なるべく同じ要件にしてほしいとの意見が出ました。

（3）2以上の事業所で勤務する経営管理責任者の常勤性について

ほとんどの都県で社会保険の被保険者標準決定通知書で収入の高い会社のみで常勤性が認められている。

これに対し、埼玉会からグループ会社で複数会社の役員になっている場合など、収入の大小ではなく、勤務実態に即した判断をしてほしいなどの希望が出た。

（4）県証紙の廃止状況の通知

関東地方協議会に参加している都県の県証紙の廃止状況

（東京都、埼玉県） 廃止

（千葉県） 令和6年12月末 廃止

（新潟会） 令和7年3月末 廃止予定

（栃木県） 令和9年3月末 廃止予定

（神奈川県） 廃止の予定



令和6年度 日本行政書士会連合会と関東地方協議会連絡会 運輸業務意見交換会 出席報告書

群馬県行政書士会 許認可業務・法務業務部部长 大原 岳

- 1 日時・場所 令和6年9月27日（金）13：30～17：00 前橋商工会議所
- 2 参加者 山田英史群馬会副会長他11名（各単位会担当者）
- 3 内容

各単位会に対し、事前アンケートによる回答を基に下記内容について意見交換を行った。

- (1) 出張封印業務関係
 - ア 管理方法について
 - イ 封印管理に問題があった場合の対処方法
 - ウ 手数料聴取しているか
 - エ 7/1改正後の取り扱い
- (2) OSSの普及
- (3) 自動車の保管場所証明申請について
- (4) 運輸局等への対応について
 - ア 行政との関係性を深める取組
 - イ 自動車関係団体との関係を深める取組
- (5) 運輸業務における「非行政書士行為」対応について
- (6) 運輸業務全般について
 - ア 新入会員に業務をどう指導しているか
- (7) 災害対策について
 - ア 自治体との支援活動に関し運輸交通部門活動事例、平素の準備等あるか

4 まとめ

運輸業務だけでなく様々な部門において言えることであるが、現状では、各単位会ごとにローカルルールが存在しており、申請書類の具体的な記載内容や添付書類などに違いが生じており、全国統一の書式を制定してもらいたい。



日行連関東地方協議会業務連絡会 国際業務連絡会報告書

司会・書記（群馬会） 亀田 恒義

国際業務連絡会は、令和6年9月27日13時30分から概ね17時まで、前橋商工会議所会館3階アイビーにおいて開催されました。

出席メンバーは、群馬会の服部成二常任理事（関地協における国際業務幹事長）を含む1都10県からの各幹事及び当日司会・書記を務めた群馬会の亀田の合計12名でした。

当会は、代表幹事（幹事長）である群馬会の服部成二先生の挨拶の後、各幹事が自己紹介をし、改めて、服部先生が議長に就任され、本日の議題に進みました。各議題については、事前に各単位会に対してアンケートを実施しており、その内容について、議長は各単位会に意見を求める形で、意見交換会を進行させました。内容は次のとおりです。

- ①オンライン申請について
- ②先に施行された監理措置制度について
- ③倫理研修について
- ④その他 本日の会議において協議したい内容、提案、要望について

以上の議題について、各単位会幹事の先生よりそれぞれ大変興味深いご意見が出されました。その中で、特に、神奈川会が実施しているいわゆるピンクカードの有効期間が終了近くなった会員に対して、注意喚起を促す通知を出す、というきめ細やかな対応を行っていることに感心させられました。

また、管理措置制度に関しては、その内容を含め、未だに不十分な状況であることも理解できました。

オンライン申請に関しては、入管庁の思い入れの強さや積極的な推進方策に比べ、各会員の利用状況を鑑みると、実際の利用が進んでいない現状のようであり、さらに利用しやすい運用状況を入管庁は研究してほしいとの要望もありました。

当会は、限られた時間内（おおむね17時終了予定）に、各幹事から有意義かつ活発な意見が出されました。そのうえで服部議長は各意見を集約し無事に本会を終了へと導きました。本日の本会での集約された意見・要望等は来る11月21日開催予定の関地協業務連絡会において発表される予定です。



令和6年度 関東地方協議会市民法務関係業務連絡会 参加報告

経理部長 後藤 康德

- 日時 令和6年9月27日（金）13:30~17:00
- 場所 前橋商工会議所会館 2階 アカギ
- 参加者 12名（11都県会）
- 議長 吉田 明浩（群馬会 副会長 業務推進グループリーダー）
- 司会・書記 後藤 康德（群馬会 常任理事 経理部長）

本年度の関東地方協議会は、群馬会の担当で古田島会長はじめ群馬会の役員が各意見交換会の進行役を務め、群馬会事務局が入居している前橋商工会議所会館で開催されました。

事前に2回各都県会にアンケートをお願いし、議題選定を行い、またそれに対する回答をいただいております。それに基づいた意見交換会となりました。市民法務関係業務では、次の10の議題について意見交換を行いました。

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| (1) 公証役場や金融機関との連携について | (2) 研修会について |
| (3) 高齢者問題等について | (4) 相続土地国庫帰属制度について |
| (5) 空き家・所有者不明土地対策について | (6) 民事信託・家族信託等について |
| (7) 事業承継について | (8) 権利擁護支援について |
| (9) 親子交流支援団体等（面会交流支援団等）について | |
| (10) 相続業務の紹介業者について | |

そして、最後に次の2点を日行連への要望としてまとめました。

- ・外国人の相続手続きについて、調査研究を行なっていただき、情報提供を願いたい。
- ・行政書士賠償責任保険の補償対象業務の中に「財産管理業務」を追加していただけるように、引受保険会社に働きかけを行なっていただきたい。

議題によっては、紹介される事例が少ないものもありましたが、各単位会が課題に真摯に向き合い、また新分野に対しても積極的に取り組んでいる姿勢に感銘を受けました。有意義な意見交換会となったと存じます。



令和6年度

顧問県議団・日政連群馬県支部との意見交換会開催報告書

報告者：日政連群馬県支部 幹事長 亀田 恒義

日 時：令和6年12月3日（火）
午後4時30分～同5時30分

場 所：群馬県政会館3階大会議室

出席者：出席者名簿の通り



内 容：今回は、県議会定例会開催期間中ではありましたが、当日の日程終了後の会開催となりました。星野寛顧問県議代表・古田島俊憲日政連県支部長（本会会長）の挨拶に続き、出席者の自己紹介を済ませた後、意見交換会に先立ち、当会からの要望事項につき、説明を行ないました。当会からの要望事項は9件あり、それぞれにつき、古田島支部長、吉田副支部長、服部常任幹事、塩野常任幹事が行いました。これらの要望事項につき、県議の方々から、関連する質問や意見等が発せられ、またたくまに、本日の予定時間が終了となってしまいました。県議団からは、まだ定例会会期中に間に合う案件については、関連委員会等において諮らしてみる、との心強いご意見も頂きました。

今後とも、県議団と県支部との連携を密にし、維持継続してゆくことを確認して閉会しました。

《 自民党県議と群馬県行政書士会（日政連群馬県支部）との意見交換会 出席者名簿 》

群馬県議会議員（敬称略）

久保田 順一郎	邑楽郡	県議団 顧問
星 野 寛	利根郡	県議団 代表
狩 野 浩 志	前橋市	県議団
橋 爪 洋 介	高崎市	県議団
星 名 建 市	渋川市	県議団
井 田 泉	佐波郡	県議団
井 下 泰 伸	伊勢崎市	県議団
金 井 康 夫	沼田市	県議団
伊 藤 清	安中市	県議団
矢 野 英 司	富岡市	県議団
相 沢 崇 文	桐生市	県議団
秋 山 健太郎	太田市	県議団 事務局
牛 木 義	甘楽郡	県議団
松 本 隆 志	館林市	県議団
水 野 喜 徳	吾妻郡	県議団

群馬県行政書士会(日本行政書士政治連盟群馬県支部)

会長(支部長)	古田島 俊 憲
副会長(副支部長)	山 田 英 史
副会長(副支部長)	吉 田 明 浩
副会長(副支部長)	中 島 肇
副会長(幹事長)	亀 田 恒 義
常任理事(副幹事長)	菅 野 義 郷
常任理事(常任幹事)	後 藤 康 徳
常任理事(常任幹事)	大 原 岳
常任理事(常任幹事)	服 部 成 二
常任理事(常任幹事)	塩 野 有 希
支部長会議長(常任幹事・分会長)	吉 田 憲 一

● 読んで得する業務資料 ● ● ● ●

業務資料について～標題一覧～

群馬県行政書士会のホームページ内の会員ページには、以下のような業務資料が掲載されています。
※ホームページへの掲載は随時更新されていますので、最新の業務資料はそちらでご確認ください。

日行連・関地協からの通知等

- ・ 医療法人の経営情報等の報告に関するリーフレットについて
- ・ 起業家の負担軽減に向けた定款認証48時間処理の実施地域の拡大と定款案の提出から法人設立登記までの72時間処理について
- ・ 令和6年度「女性に対する暴力をなくす運動」に対する協力について
- ・ 国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について
- ・ フリーランス・事業者間取引適正化の施行に向けた周知等について
- ・ 長崎県収入証紙の廃止に伴う新しい納付方法について
- ・ 令和7・8年度定期競争参加資格審査について
- ・ 戸籍法の改正に伴う戸籍振り仮名制度の開始に向けた法務省からの案内について
- ・ 「建設分野の2号特定技能外国人に求める班長実務経験」に関するCCUSでの就業履歴証明等の要件について
- ・ 出入国在留管理庁からのお知らせ「特定技能に係る申請を予定されている関係者の皆様へ」
- ・ 建設資機材の需給の状況を踏まえた適切な対応について
- ・ 建設業の働き方改革等の実現に向けた取組について
- ・ 出入国在留管理庁からのお知らせ（「生活オリエンテーション動画」の周知依頼）
- ・ 国有財産等の一般競争入札のご案内
- ・ 農業経営人材育成研修プログラムの案内
- ・ 監理技術者等の直接的・恒常的雇用関係の確認に関して
- ・ 執行官の採用選考受験案内について
- ・ 医療法人の事業報告書等及び経営情報等の電子的届出に係る報告システムについて

群馬県・市町村等からの通知等

- ・ <群馬県建設企画課>建設業許可・経営事項審査に関する補正書類等メール提出方法について
- ・ <群馬県建設企画課>群馬県あての経営事項審査申請等に関するお知らせ

※上記業務資料を印刷したものが欲しい会員には、個別の印刷対応が可能ですが、印刷代・送料を別途申し受けさせていただきます。予めご了承ください。詳細は事務局までお問い合わせをお願いいたします。（TEL027-234-3677）

印刷対応について	事務局の印刷機を使用した白黒片面コピーの対応です。 印刷代は場合によりますが、1枚につき10円を基本として都度算出します。 郵送希望の場合は送料のご負担もお願いいたします。送料は重さ等により都度算出になります。
----------	---



コスモスぐんま活動のご報告

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター
第14回定時社員総会報告
コスモスぐんま支部長 上原 陽子



令和6年10月30日、虎ノ門タワーズオフィスにおいて、第14回コスモスの定時社員総会が開催され、正会員数2404名のうち出席数1748名(委任状、議決権行使書提出含む)。有効に成立した。開会に先立ち来賓挨拶で日本行政書士連合会常任会長は、「成年後見の業務は、地域密着型の行政書士の本来業務とも関連性がある。依頼者に寄り添った合意形成がなされる取組みを進めてほしい。」と述べられた。

事業報告の後、第1号議案から第4号議案まで原案のとおり可決承認された。会員から事前に提出された質問として、会員の地位向上への取組み要望・地域連携ネットワーク図の対応について・不正防止の対策・法人後見事業について今後の展望等が寄せられ、執行部から各々回答があった。

総会終了後に支部長会が開催され、公益化に伴う法人会計の注意事項の伝達があり、その後に支部間の意見交換が行われた。支部により会員数の多寡の違いはあるが、地域包括支援センターや社会福祉協議会と協力・信頼関係を築いていく地道な取組みが功を奏しているとの報告が多数あり、行政機関を含めた身近な地域への働きかけの重要性をあらためて考えることができた総会であった。



行政書士制度広報月間の活動報告

コスモスぐんま広報部 佐藤美保子

コスモスぐんまでは、行政書士制度広報月間の活動として、県内53ヶ所の市町村担当部署や社会福祉協議会および家庭裁判所にパンフレットの配布活動を行いました。

地道な活動ではありますが、対面でのコミュニケーションを図ることで行政書士制度の役割や重要性を広く周知し、成年後見制度における行政書士の認知度向上および利用促進を目指しています。



コスモスぐんま活動のご案内

コスモスぐんま広報部 佐藤美保子

コスモスぐんまでは、後見活動の向上のために実務・倫理面での研鑽を重ね、後見人の養成を行うバックアップ体制を整えています。支部業務研修会などへの講師派遣や、個別の案件についての受任者をお探しの場合等、お気軽に事務局へご相談ください。

また、次回の入会前研修は、令和7年6月21日(土)高崎市総合福祉センター1階会議室1にて開催を予定しています。多くの皆様のご参加をお待ちしています。



日本行政書士会連合会 公益トラワーズ ユニマリック

VOICE ～コスモス会員活動録～ vol.5



成年後見人を目指して

コスモスぐんま 間々田 剛

私は、現在行政書士と兼業で福祉施設を経営しています。主に知的障害者の方を見ている。知的障害者は軽度から、重度もいます。重度な人は強度行動障害を持ち、自分のルーティンを邪魔されると、介護者を爪で傷つけたり、歯でかみついてきたり、拳骨でたたいたりします。職員は、その利用者の生き立ち、障害の特性、積み上げられた実績を検討して対応します。女性1人では対応が難しいときは2人体制で対応します。そういう障害をも持つ人たちでも親が高齢にならないと、施設入所は難しいのです。そんな親は、何十年間も障害のある子どもの面倒を見て大変な思いをしています。親が亡くなったとき、相続のために成年後見人を付けなければなりません。親は、1日でも子供より長く生きなくてはならないと思っています。これからの行政書士の仕事として、高齢者や障害者に関わった仕事が入ってくることが多いと思いますので、福祉のことを学んでいくことが有用であると私は考えます。

コスモスぐんま入会者の声



コスモスぐんま入会に際しての思い

コスモスぐんま 大内 克夫

コスモスぐんまに入会し、これから後見業務にあたらうとする今、あらためて倫理観が重要と考えております。行政書士として、社会人として、そして後見人としてそれぞれの倫理観を大事にする事によって、後見制度は成り立つものと思います。後見業務は社会貢献の部分があるとは思いますが、決してボランティアではありません。もちろん報酬の大小で行動するものでも、利益を追求する業務でもありません。例えば後見制度を必要とする方は様々な病状、障害、環境、状況など一つとして同じケースはありません。そして相談を受けた時点で見守りや任意後見、又は法定後見など最も適切なアドバイスや方針を示さなければなりません。

相談業務の時点では当然後見人ではありませんが、報酬の有無で判断が左右されることがあってはならず、そこにはしっかりと倫理観が無くてはならないと思うのです。

この初心を忘れず、コスモスぐんまの諸先輩方々の助けを請いながら、これからの後見業務に励みたいと考えております。

戸籍謄本住民票の写し等職務上請求書の払出日について
(令和7年2月～令和7年9月まで)

必ず事前予約をお願いします。予約がない場合はお断りすることもあります。

購入希望者は下記の払出日に行政書士本人が来所してください。

記

1. 令和7年2月～令和7年9月 払出日（いずれも13:00～16:30まで）

R7.2月	R7.3月	R7.4月	R7.5月	R7.6月	R7.7月	R7.8月	R7.9月
12日(水)	12日(水)	9日(水)	14日(水)	11日(水)	9日(水)	8日(金)	10日(水)
26日(水)	26日(水)	23日(水)	28日(水)	25日(水)	23日(水)	27日(水)	24日(水)

2. 金 額 1冊 2,200円

3. 持ち物 職印、一般倫理研修修了証（写）
使用済み職務上請求書控え綴り（2回目以降の購入の場合）

4. 郵送による購入（払い出しは本人限定受取郵便に限る）
郵送による購入の申込を行う場合は、購入申込書、誓約書、一般倫理研修修了証（写）、使用済み職務上請求書控え綴り（2回目以降の購入の場合）を簡易書留でお送りください。ただし、各払出日に役員が確認した後の払い出しとなります。代金は後払いとなります。

5. 要予約 TEL 027-234-3677 Eメール office@gunma-gyosei.jp
FAX 027-233-2943
払出日3日前まで予約受付（土日除く）

6. その他 職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則、
群馬県行政書士会職務上請求書取扱規程を御確認ください。
出来る限り購入申込書と誓約書をご記入の上来局ください。

「趣味のコーナー」開設及び投稿のお願い

いつも行政ぐんまをご覧くださいありがとうございます。各種情報をお届けしている本誌面ですが、この度、より多くの会員の方に参加していただきたく“趣味のコーナー”を開設する運びとなりました。

写真、俳句、川柳、短歌、イラストなど、皆様の趣味や得意分野の投稿をお待ちしています。誌面の許す限り掲載させていただく予定ですが、諸事情により掲載できないこともございますことご了承ください。なお、投稿の要領は以下のとおりです。

● 作品募集要項 ●

1. 作品の種類と規格

- ・写真：JPEG、白黒
- ・俳句・川柳・短歌等：Word形式等
- ・イラスト：JPEG、グレースケール

※応募作品は自作で未公表のものとします。また、応募者は当該作品が第三者の著作権等知的財産権を侵害していないことを保証するものとします。

2. 応募資格

群馬県行政書士会会員

3. 応募方法

Eメールで下記に提出してください。

応募の際には必ず、応募者の会員番号、氏名、連絡先を記載してください。

E-mail：office@gunma-gyosei.jp

4. 投稿作品の著作権

投稿作品の著作権は投稿者に帰属するものとします。

ただし、作品を、広報誌や本会ウェブサイトに掲載すること、及び募集者が本事業の記録として保存するために複製することについて、当該作品の応募者には了承していただきます。

5. 投稿作品の採否について

広報部で決定いたします。採否の理由についてはお答えできません。

応募作品 02



前橋支部

立田洋子会員 投稿作品

「めいの特技は逆立ちです」



10

新入会員



会員番号 第3506号
氏名 松岡 英明
所属支部 高崎
入会日 2024. 9. 1



会員番号 第3507号
氏名 小林 政善
所属支部 高崎
入会日 2024. 9. 15



会員番号 第3508号
氏名 有田 大輔
所属支部 高崎
入会日 2024. 10. 15



会員番号 第3509号
氏名 野口 政治
所属支部 前橋
入会日 2024. 10. 15



会員番号 第3510号
氏名 横沢 浩孝
所属支部 高崎
入会日 2024. 11. 1



会員番号 第3511号
氏名 水出 有紀
所属支部 桐生
入会日 2024. 11. 15



会員番号 第3512号
氏名 矢島 克啓
所属支部 前橋
入会日 2024. 11. 15



会員番号 第3513号
氏名 西村 恭太郎
所属支部 前橋
入会日 2024. 11. 15



会員番号 第3514号
氏名 福田 七重
所属支部 伊勢崎
入会日 2024. 12. 15



会員番号 第3515号
氏名 高山 康男
所属支部 高崎
入会日 2024. 12. 15

〔入会者〕

会員 番号	登録 番号	事務所名称		郵便 番号	事務所所在地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備考	
		氏名				業務内容	兼業
3506	2414 2498	たいまつ行政書士事務所		370- 0803	高崎市大橋町29番地1ダイアパレス北高崎 ステーションサイド2階-B TEL 090-4368-3747		
		マツ	オカ				
		松岡英明					
3507	2414 2631	小林行政書士事務所		370- 1203	高崎市矢中町47番地8 TEL 090-7942-8300		社
		コ	バヤシ				
		小林政善					
3508	2414 2832	大西勉行政書士事務所		370- 0861	高崎市八千代町三丁目6番3号 TEL 090-4676-0173 d.arita@oa-tax.co.jp		税
		アリ	タ				
		有田大輔					
3509	2414 2833	野口行政書士事務所		371- 0007	前橋市上泉町397番地6 TEL 027-261-1161		
		ノ	グチ				
		野口政治					
3510	2414 3144	横沢行政書士事務所		370- 1203	高崎市矢中町20-20 SR矢中ビル2階 TEL 080-5048-5345		社
		ヨコ	サワ				
		横沢浩孝					
3511	2414 3398	水出行政書士事務所		379- 2311	みどり市笠懸町阿左美1060番地9 TEL 0277-76-5544		
		ミズ	イデ				
		水出有紀					
3512	2414 3422	行政書士法人やじま事務所		371- 0012	前橋市東片貝町381-1 TEL 027-263-3290		
		ヤ	ジマ				
		矢島克啓					
3513	2414 3425	行政書士法人 One-Vision 大野事務所		371- 0132	前橋市五代町1073-12 TEL 027-226-5902		
		ニシ	ムラ				
		西村恭太郎					
3514	2414 3935	七つ星行政書士事務所		379- 2231	伊勢崎市東町2477-3 TEL 090-7803-8418		
		フク	ダ				
		福田七重					
3515	2414 3936	行政書士高山康男事務所		370- 0073	高崎市緑町一丁目5番地9 ヒルトーク103号 TEL 027-386-6852		
		タカ	ヤマ				
		高山康男					

会員各位

名簿記載事項が変わりましたので、記載事項で、変更登録箇所を会員周知致します。
メールアドレスについては、会員より記載要望があった場合のみ掲載致します。

[登録事項変更]

会員 番号	登録 番号	事務所名称		郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備 考		頁
		氏 名				業務内容	兼 業	
3483	2414 0877	行政書士原田たけゆき事務所		379- 0133	安中市原市 1312 番地 2 TEL 080-9573-5935	高崎支部 から安中 支部に変 更		112
		ハラ 原	ダ 田					
3257	1914 1091	ホシ マ アツ オ		370- 0014	高崎市元島名町 655-401 号室			58
		本	間					
3471	2414 0480	キ グレ サトシ			TEL 027-261-0711			38
		木	暮					
3003	1314 0760	ホシ ノ ユ		370- 0046	高崎市江木町 437-1 第一藤ハイツ 204 号			54
		星	野					
3436	2314 0603	アラ イ ヨウ ヘイ		371- 0805	前橋市南町二丁目 47 番地 1 SOLANA II 2 階 H 号室 TEL 027-289-4343			38
		新	井					
1347	7714 0719	イシ カワ モリ オ		379- 2304	太田市大原町 439 番地 11			89
		石	川					
3078	1514 0215	ミツ イシ テツ ヤ		372- 0006	伊勢崎市太田町 1205 番地 16 メトロプラザ A 103 号室			73
		三	石					
3492	2414 1320	オオ タニ キミ ヨ		371- 0851	前橋市総社町植野 257 番地 2			39
		大	谷					
3276	1914 1824	オギ ハラ ダイ スケ		372- 0006	伊勢崎市太田町 1224 番地 7 TEL 0270-25-3323			74
		荻	原					
3486	2414 1134	カメ ガワ			TEL 070-8536-2092			142
		亀	川					
2890	0708 1747	テ ツカ ススム		370- 0864	高崎市石原町 3975-1 Akutu City21 A			53
		手	塚					
3386	2214 0941	オオ ハシ エ リ		371- 0013	前橋市西片貝町 2 丁目 246 ジニアス 101 TEL 027-888-6601			37
		大	橋					
3083	1514 0475	ハウ リ トシ フミ		370- 0824	高崎市田町 53 番地 11	藤岡支部 から高崎 支部に変 更		62
		法	理					

3505	2414 2380	オ バタ イ ツ コ 小 幡 依都子	371- 0026	TEL 0277-44-7673			84
				前橋市大手町 1丁目 6-9 アッコラビル 1F			
3346	2114 0734	ヒラ コ タツ ヤ 平 子 達 也	371- 0026				36

訃報

謹んでご冥福をお祈りいたします

町田 公博 先生 令和6年10月16日逝去 前橋支部

安榮 伸人 先生 令和6年11月7日逝去 伊勢崎支部

〔退会者〕

支部名	会員番号	氏名	退会年月日	退会区分
前橋	2409	飯塚 正長	令和6年10月31日	廃業
桐生	2057	森口 恒雄	令和6年10月31日	廃業
伊勢崎	1320	倉金 英治	令和6年10月24日	廃業
前橋	3159	小林 不二生	令和6年10月31日	廃業
太田	1532	町田 公博	令和6年10月16日	死亡
渋川	1807	岸 宏	令和6年11月30日	廃業
前橋	3270	本間 敏夫	令和6年11月30日	廃業
渋川	1233	櫻井 敷和	令和6年11月30日	廃業
伊勢崎	1811	渋澤 文武	令和6年12月29日	廃業
伊勢崎	2654	石原 修	令和6年12月31日	廃業

(届出受付順)

(会員名簿の変更はコピーして貼付してご利用下さい。)

〔特定行政書士名簿〕

所属支部 会員番号	登録 番号	事務所名称		郵便 番号	事務所所在地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)
		氏 名			
高崎 2658	0514 0494	行政書士アイライフ法務事務所 ア ベ ヒトシ 阿 部 均		370- 0864	高崎市石原町字雁行3954番地1 三島屋ビル A号室 TEL 027-326-6307・FAX 027-310-6304 携帯 090-2565-6871 ailife2103@gmail.com
桐生 3387	2214 0942	行政書士金竹俊夫事務所 カネ タケ トシ オ 金 竹 俊 夫		379- 2311	みどり市笠懸町阿左美3603 TEL 0277-47-7032・FAX 0277-47-7032
高崎 3421	2314 0110	行政書士野澤法務事務所 ノ ザワ ケン ジ 野 澤 研 司		370- 0861	高崎市八千代町一丁目9番3号 TEL 080-1091-6156・FAX 027-202-0317 携帯 080-1091-6156 nozawa.houmu@gmail.com
前橋 3442	2314 1038	田村行政書士事務所 タ ムラ トシ ユキ 田 村 季 之		371- 0026	前橋市大手町2丁目17番9号 TEL 090-1129-5677・FAX 027-223-1064 jo21no1@yahoo.co.jp
前橋 3459	2314 2626	行政書士事務所 赤城サポートオフィス イシ バシ ヒロ ナカ 石 橋 広 仲		371- 0244	前橋市鼻毛石町1818番地13 携帯 090-5440-0005
高崎 3463	2314 2866	五嵐行政書士事務所 ゴ シマ ユウ イチ 五 嵐 優 一		370- 0883	高崎市剣崎町979番地1 TEL 027-386-2460・FAX 027-202-0260
太田 3466	2414 0210	行政書士廣瀬真之事務所 ヒロ セ マサ ユキ 廣 瀬 真 之		373- 0821	太田市下浜田町1357番地1 TEL 0276-47-4220・FAX 0276-47-4350 mikuni-tn17@basil.ocn.ne.jp
太田 3476	2414 0643	行政書士おおうち事務所 オオ ウチ ヨシ オ 大 内 克 夫		379- 2304	太田市大原町1107-24 TEL 0277-46-8181・FAX 0277-78-0022
伊勢崎 3477	2414 0644	COCORO 行政書士事務所 ヤマ モト フミ エ 山 本 文 江		370- 0105	伊勢崎市境伊与久3116番地2 TEL 090-6518-3633
高崎 3484	2414 1132	行政書士和み事務所 ナ グモ ユ ミ コ 南 雲 由美子		370- 3523	高崎市福島町800番地4 TEL 070-9223-2296
高崎 3485	2414 1133	高橋永佳行政書士事務所 タカ ハシ エイ カ 高 橋 永 佳		370- 0849	高崎市八島町265番地イノウエビル4F 弁護士法人Polestar内 TEL 070-9166-2352 office.etakahashi@gmail.com
高崎 3487	2414 1135	行政書士鶴法務事務所 ツル リョウ スケ 鶴 良 介		370- 3522	高崎市菅谷町891-1 TEL 050-8888-5591
館林 3488	2414 1136	行政書士オフィスかわしま カワ シマ トモ カツ 川 島 友 勝		370- 0517	邑楽郡大泉町西小泉三丁目13番3号 TEL 090-3730-3262
桐生 3490	2414 1318	行政書士柴田ひかり事務所 シバ タ ヒカリ 柴 田 晶		379- 2311	みどり市笠懸町阿左美3061-1 TEL 070-4784-2932

前橋 3491	2414 1319	行政書士なかそねみき事務所	371- 0837	前橋市箱田町709番地13 TEL 070-9035-0434 nakamikee.office@gmail.com
		ナカ ソ ネ ミ キ 中曾根 右 樹		
前橋 3492	2414 1320	総社おおたに行政書士事務所	371- 0851	前橋市総社町植野257番地2 TEL 090-7247-9819
		オオ タニ キ ミヨ 大 谷 君 代		
桐生 3493	2414 1321	eN 行政書士事務所	376- 0035	桐生市仲町1-12-20 TEL 090-8509-2683
		タカ ヤナギ シ ホ 高 柳 志 保		

編集後記

表紙写真の「連取のマツ」は、松なのに「マツ」だ。理由は分からないが、人々に愛されているキャラ名のような感じがしてならない。その姿はまるで家一軒分もありそうな巨大な傘のよう。これまで数々の自然災害、伊勢崎空襲などを乗り越えて約300年もの間、時代を超えて人々の手や知恵に支えられてきた。かがまないと松の下に入れない。下から見上げると、太い枝は大きな大蛇がうねっているようで圧巻だ。松の幹は古く歴史を感じるが、その堂々たる風貌はこれからも変わらないだろう。人間のように不平不満を言うはずもなく、ただ自然に任せて今も新しい枝を四方八方に自由に伸ばし自分らしさを表現している。

ある大学生の女性がこんなことを言っていた。

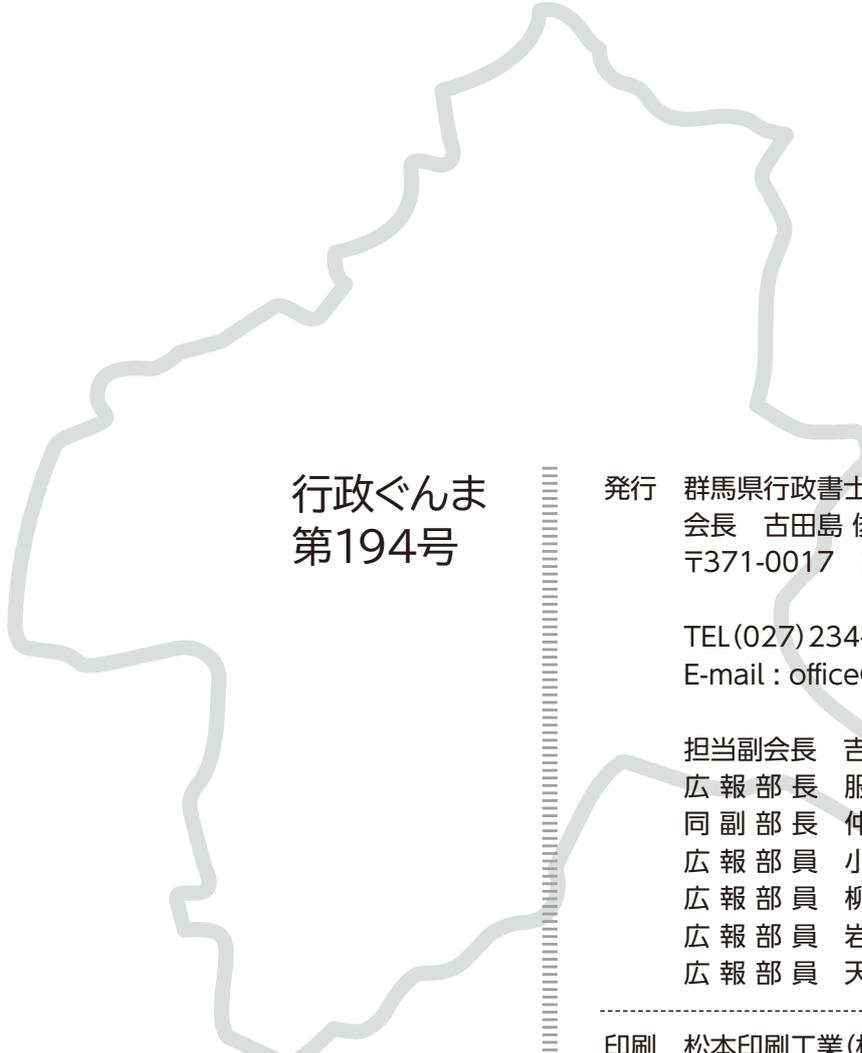
「年をとったら人の生きざまが顔に出るじゃないですか」

日ごろからネガティブな考えをもったり人に対してよくない感情はもたないよう気を付けている、とその若さで言う。

確かにそうだ。今の私の表情はというと心象風景がまさに顔に出ている。これがずっと顔に切り刻まれてきたと考えると、思わず口角を上げて取り繕う自分がいる。

顔に歴史が刻まれるのは自然なことだが、せっかくならなるべく明るい表情を刻んでいきたい。もうすぐ還暦。あわよくば連取のマツさんのように自分らしく年を重ねられたら最高だ。

広報部副部長 仲道さゆり



行政ぐんま
第194号

発行 群馬県行政書士会
会長 古田島 俊憲
〒371-0017 前橋市日吉町一丁目8番1号
(前橋商工会議所会館4館)
TEL(027)234-3677/FAX(027)233-2943
E-mail : office@gunma-gyosei.jp

担当副会長 吉田 明浩(館林支部)
広報部長 服部 成二(太田支部)
同 副部長 仲道 さゆり(前橋支部)
広報部員 小林 大栄(前橋支部)
広報部員 柳 芳信(太田支部)
広報部員 岩井 和幸(伊勢崎支部)
広報部員 天田 忠明(桐生支部)

印刷 松本印刷工業(株) TEL(027)221-5015

気軽に相談
確かな手続



あなたの街の法律家 行政書士

日本行政書士会連合会
公式キャラクターユキマサくん



Q 行政書士って主にどんな仕事をしているんですか？

A 行政書士は法律にもとづく国家資格者です。国や県・市町村などの役所に提出する書類をみなさんに代わって作成したり提出の手続きを行うことが主な仕事です。

Q 役所に提出する書類以外にはどんなものがありますか？

A 権利義務や事実証明に関する書類の作成も行政書士の仕事です。例えば「契約書」「内容証明」「相続関係書類」「会社設立関係書類」などがあります。

行政書士

Q & A

Q インターネットを利用した申請には対応できますか？

A はい。行政書士はインターネットを利用したオンライン申請などにも迅速に対応しています。

Q 書類の作成や提出以外にはどのような仕事がありますか？

A 行政書士が作成するいろいろな書類について、みなさんの相談に応じることももちろん大切な仕事です。

Q 仕事をお願いした者の個人情報等、秘密は守ってもらえますか？

A 行政書士には法律により守秘義務が課せられています。仕事の上で知り得た秘密は絶対に漏らしません。安心してご依頼ください。

暮らしに役立つ

相続・遺言に関すること

- ・遺産分割協議書の作成
- ・遺言書作成の相談
- ・戸籍調査、財産調査
- ・相続関係説明図の作成
- ・法定相続情報証明書の交付申請
- ・相続土地国庫帰属申請
- ・有価証券の解約手続
- ・預貯金解約手続
- ・株券の解約手続



契約書・内容証明等の書類を作成すること

- ・各種契約書、協定書、示談書の作成
- ・内容証明の作成
- ・告訴、告発状の作成
- ・交通事故調査、報告書の作成などの権利、義務や事実証明に関すること

自動車に関すること

- ・自動車登録、移転、抹消届出・申請
- ・車庫証明申請
- ・出張封印取付作業代行業務

土地・建物利用に関すること

- ・農地転用許可申請、届出書
- ・開発行為許可申請
- ・国有財産払下申請
- ・景観条例申請
- ・除外申出（農業振興地域から除外）

日本で暮らす外国人に関すること

- ・永住許可申請
- ・帰化許可申請

ビジネスに役立つ

会社・法人設立に関すること

- ・株式会社、合同会社の設立
- ・定款の作成
- ・一般社団法人、NPO法人等の設立
- ・医療法人、宗教法人、事業協同組合、監理団体等の設立（登記申請手続を除く）

運送業者に関すること

- ・貨物運送業許可申請
- ・特殊車両通行許可申請
- ・旅客運送業許可申請
- ・倉庫業登録申請

その他許認可申請・届出に関すること

- ・酒類販売業免許申請
- ・著作権登録申請
- ・産業廃棄物処理業許可申請
- ・米穀販売登録申請
- ・古物商許可申請
- ・その他各種許認可申請
- ・各種オンライン申請の手続



建設業者や宅建業者に関すること

- ・建設業許可申請、事業年度終了報告変更届出書
- ・経営規模等評価申請（経審）
- ・建設工事入札参加資格審査申請
- ・宅建業者免許申請
- ・電気工事業者登録申請
- ・解体工事業登録申請

日本で仕事をする外国人に関すること

- ・在留資格認定証明書交付申請
- ・在留資格変更許可申請
- ・在留期間更新許可申請

風俗営業や飲食店等に関すること

- ・飲食店営業許可申請
- ・カフェ、キャバクラ、スナック、ホストクラブ、パチンコ、麻雀、ゲームセンター等の営業許可申請
- ・深夜酒類提供飲食店営業開始届出

中小企業支援に関すること

- ・中小企業をサポート
- ・企業の経営や事業活動に関するアドバイス
- ・知的資産経営の導入や報告書の作成
- ・事業承継に関するアドバイス
- ・各種補助金申請

特定行政書士とは？



行政書士が日本行政書士会連合会の実施する研修を受講し合格することで、特定行政書士となります。特定行政書士とは、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する行政庁への不服申立て手続の代理業務が行えます。特定行政書士の資格を活かし、行政不服審査法に基づく審理員、第三者機関の委員、農業委員会の中立委員等への登用を目指す働きかけもしています。



©群馬県 ぐんまちゃん
00078-03



群馬県行政書士会

事務局／前橋市日吉町1-8-1 前橋商工会議所会館 4階
TEL:027-234-3677 FAX:027-233-2943

